

平成21事業年度 事業報告書

I. 事業の実績

1. 法改正対応

平成21年7月3日の「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号)」の改正により、買取対象が追加されたことを受けて、同年7月15日に臨時総会を開催した後、金融庁長官及び財務大臣の認可を受け、同年7月16日に、定款・業務規程を変更しました。

2. 当初拠出金の管理・運用

当機構の業務に要する費用として、当会計年度に80百万円を取り崩し、支出しました。残額は、国債その他金融庁長官及び財務大臣の指定する有価証券並びに金融庁長官及び財務大臣の指定する金融機関への預金により運用しております。

3. 特別勘定での株式買取り及び資金調達

臨時に開催された運営委員会において、買取対象として追加されたものの買取期間を平成21年7月17日から同年10月30日とすることが決議されました。また、平成21年10月27日開催された運営委員会において、対象株式等(上場株式及び買取対象として追加されたもの)の買取期間を平成21年11月2日から平成22年4月30日とすることが決議されました。

その結果、当会計年度においては、353,405百万円の買取りを実施しました。

その他有価証券の残高は、期末に時価評価を行った結果、847,203百万円となりました。法改正により買取対象に追加されたものは、株式に含めて計上しております。

対象株式等買取りに伴う金融機関からの政府保証付借入を実施し、同借入金残高は250,000百万円となりました。政府保証付債券の発行済額面残高は、400,000百万円が償還したため、100,000百万円となりました。

4. 特別勘定での保有株式処分

当会計年度においては、特別勘定での株式処分は実施しませんでした。

5. 一般勘定での株式の買取り、売付けの媒介

当会計年度においては、一般勘定での株式買取り、売付けの媒介は実施しませんでした。

○ 数字の表記は、十万円単位を四捨五入したもので記載しております。